

会議録の確定について

会議録が真正なものであるとして認め確定する方法については特段定めがなく、確定方法については次の方法が想定される。

会議における議決

出席委員全員による個別承認

あらかじめ指名された委員による承認

事務局案

「あらかじめ指名された委員による承認」を採用する。

承認する委員は委員長とし、委員長が承認できない場合には副委員長が承認する。